

議案 1

1 届出内容

(新設 届出年月日：平成 28 年 5 月 13 日 根拠条文：法 5-1 条例審議：平成 28 年 4 月)

名 称	(仮称) ゴダイドラッグ湯村店			
所在地	美方郡新温泉町井土字米持前 19 ほか			
設置者	ゴダイ株式会社			
小売業者の名称 (業態)	ゴダイ株式会社 (医薬品、食料品他)			
新設年月日	平成 29 年 1 月 14 日			
店舗面積、延べ面積、 建築面積、敷地面積	1,369 m ² 、1,545.67 m ² 1,597.62 m ² 、5,884.63 m ²			
用途地域	無指定地域 (都市計画区域外)			
騒音に係る基準	環境基準： B 類型 規制基準： 第 2 種			
駐車収容台数	56 台 (全体台数 56 台) (≥必要台数 52 台)			
	夜間駐車場の利用制限	無	制限後台数	—
駐輪収容台数	45 台			
荷さばき施設面積	40 m ²			
廃棄物等保管容量	18.75 m ³			
営業時間	午前 7 時～ 翌午前 0 時			
駐車場の利用時間	午前 6 時 30 分～ 翌午前 0 時 30 分			
駐車場の出入口の数	出入口 1 箇所			
荷さばき施設の利用時間帯	午前 6 時 ～ 午後 10 時			

2 法第 8 条第 1 項の規定による市町の意見及び同条第 2 項の規定による住民等の意見

市町の意見の有無	意見提出あり
住民等の意見の有無	意見提出なし

3 重要事項

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

県の判断	適
------	---

① 駐車場に関する事項

【必要駐車台数の算定・確保】

指針に基づく必要台数52台に対し、来客用駐車台数を56台（うち届出台数56台）確保する。なお、従業員駐車場については別途8台確保する。

$$[\text{指針式}] 1.369\text{千m}^2 \times 1,058.93\text{人/千m}^2 \cdot \text{日} \times \text{ピーク率}14.4\% \times \text{分担率}80\% \div \text{平均乗車人員}2.0 \\ \times \text{平均駐車時間係数}0.6255 \approx 52\text{台}$$

② 道路交通への影響に関する事項

【交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価】

ア 店舗の新設により新たに発生する自動車台数と来退店経路の設定

○ピーク1時間あたりの来店自動車台数

$$[\text{指針式}] 1.369\text{千m}^2 \times 1,058.93\text{人/千m}^2 \cdot \text{日} \times \text{ピーク率}14.4\% \times \text{分担率}80\% \div \text{平均乗車人員}2.0 \\ \approx 84\text{台}$$

○商圈（店舗を中心に半径2km）を3方面A～Cに分け、各方面別の世帯数比で84台/hを各地域からの経路に配分する。

ゾーン	世帯数 (世帯)	配分比 (%)	来退店ピーク台数 (台/h)
A	150	26.8	23
B	296	53.0	44
C	113	20.2	17
計	559	100.0	84

イ 交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価及び対策

○現況交通量調査（平成27年8月30日(日)・8月31日(月)）に上記で算出した発生台数84台を加えて、交差点需要率及び車線別混雑度の検討を行う。

○信号交差点の交差点需要率、車線別混雑度は下表のとおり。

○ピーク時間帯において交通処理は可能と考えられる。

(上段：交差点需要率、下段：車線別混雑度)

調査地点	現況		予測		下線部は 経路上の車線
	平日	休日	平日	休日	
地点A (出合橋交差点)	0.300	0.259	0.335	0.294	
	0.35	0.44	0.35	0.44	北西流入直左
	0.17	0.13	0.21	0.17	北東流入直進
	0.27	0.18	0.31	0.22	北東流入右折
	0.13	0.12	0.13	0.12	南流入直進
	0.40	0.23	0.49	0.31	南流入右折

※網かけは最大値を示す。

ウ 駐車場出入口の交通容量の検討

○信号機のない交差点の交通容量の計算法（西ドイツの計算法）により評価

○出入口の入出庫による評価は「遅れなし」、「非常に小」、「小」となっており、交通への影響は軽微であると考えられる。

(主道路：県道 47 号浜坂井土線)

出入口	出入口→県道 (右折出庫)		県道→出入口 (右折入庫)	
	平日 (7 時台)	休日 (16 時台)	平日 (7 時台)	休日 (16 時台)
交通容量	263	385	933	971
将来実交通量	23	23	61	61
余裕交通容量	240	362	872	910
指 標	小	非常に小	遅れなし	遅れなし

エ 駐車場出入口について

駐車場法の技術的基準では、通常は交差点内（交差点部から5.0m以内）に出入口を設けてはならないとされているが、本店舗については、交差点内に出入口を設ける必要があることから、国土交通大臣の認定を受け、交差点内に出入口を設置する。（平成28年8月30日付で認定取得）

(2) 騒音の発生に係る事項

県の判断	適
------	---

① 騒音の予測・評価

□ 騒音の総合的な予測・評価

予測地点	隣接地	主な音源	環境基準 (昼間)	等価騒音 レベル	環境基準 (夜間)	等価騒音 レベル
A (H=6.2m)	住 宅	冷凍室外機 (夜間：冷凍室外機)	55 dB (B 類型)	43 dB	45 dB (B 類型)	40 dB
B (H=6.2m)	住 宅	冷凍室外機 (夜間：冷凍室外機)		42 dB		40 dB
C (H=6.2m)	住 宅	空調室外機 (夜間：空調室外機)		40 dB		37 dB
D (H=1.2m)	住 宅	廃棄物収集作業音 (夜間：来店車両走行音)		42 dB		32 dB
E (H=1.2m)	店 舗	来店車両走行音 (夜間：来店車両走行音)		40 dB		35 dB
F (H=1.2m)	事業所	換気扇 (夜間：換気扇)		40 dB		35 dB

※結果については、各予測地点の最大値となる高さについてのみ記載している。

→全ての地点において、環境基準を満足している。

□ 夜間において発生する騒音ごとの予測・評価

予測地点	隣接地	主な音源	規制基準	騒音レベル
a (H=3.2m)	水路	冷凍室外機	45 dB (第2種)	<u>51 dB</u>
a' (H=6.2m)	住宅			44 dB
b (H=3.2m)	水路	冷凍室外機		<u>54 dB</u>
b' (H=6.2m)	住宅			<u>48 dB</u>
B (H=6.2m)	住宅			42 dB
c (H=6.2m)	水路	空調室外機		<u>54 dB</u>
c' (H=6.2m)	住宅			<u>46 dB</u>
C (H=6.2m)	住宅			40 dB
d (H=1.2m)	道路	来店車両走行音		<u>71 dB</u>
d' (H=1.2m)	住宅			<u>47 dB</u>
D (H=1.2m)	住宅			45 dB
e (H=1.2m)	水路	来店車両走行音		<u>63 dB</u>
f (H=1.2m)	水路	換気扇	<u>51 dB</u>	

※結果については、各予測地点の最大値となる高さについてのみ記載している。

全ての予測地点において、騒音レベルの最大値は規制基準を超過する。ただし、予測地点 e, f については、隣接地が非住居であるため、影響は軽微であると考えられる。

規制基準を超過する予測地点 a~d 付近の住宅の敷地境界で騒音予測を行った結果、騒音レベルの最大値は、a' 点においては規制基準を満足し、b', c', d' 点においては規制基準を超過する。

規制基準を超過する予測地点 b', c', d' 点の付近の住宅の壁面における騒音予測を行った結果、全ての予測地点において、騒音の最大レベルは規制基準を満足する。

(3) 廃棄物等に係る事項

県の判断	適
------	---

○指針の容量を確保する。(廃棄物保管容量 18.75 m³ > 指針 6.34 m³)

廃棄物の種類	平均保管日数	予測排出量	合計
紙製廃棄物等	1 日	2.85 m ³	6.34 m ³
金属製廃棄物等		0.10 m ³	
ガラス製廃棄物等		0.08 m ³	
プラスチック製廃棄物等		2.70 m ³	
生ゴミ等		0.42 m ³	
その他可燃性廃棄物等		0.19 m ³	

○リサイクル品(再利用対象物)保管施設

分別回収を行い、リサイクル可能な廃棄物は、業者に引渡す。

(4) その他の指針関係事項

県の判断	適
------	---

- ① 歩行者の通行の利便の確保のための計画
 - ・ 駐車場出入口とは別に、歩行者用の出入口を設置予定。
- ② 防犯・防災対策への協力
 - ・ 具体的な協力要請があれば、可能な範囲内で必要な協力をする。
 - ・ 利用可能時間以外は駐車場を施錠する。
- ③ 街並みづくり等への配慮
 - ・ 建物は最大限シンプルな形状とし、清涼感と清潔感のあるデザインとする。

4 法第8条第1項の規定により新温泉町から聴取した意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
<p>[新温泉町]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場の位置及び構造等について、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」の内容を遵守するよう留意されたい。 ・ 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に、「駐車場の出入口については、設置者は、駐車場法（昭和32年法律第106号）に基づく構造及び設備の基準が適用される駐車場を設置しようとする場合にあつては、これを遵守すること」とあるが、計画では交差点に出入口が設けられていると見受けられることから、指針の遵守に留意願いたい。 ・ 建築物や屋外広告物について、兵庫県「景観の形成等に関する条例」の規定に基づく景観形成基準に適合するよう努められたい。 ・ あわせて、敷地内の積極的な修景緑化に努められたい。 ・ 兵庫県「景観の形成等に関する条例」に基づく広域景観形成地域として「国道9号沿道地域」が指定され、平成28年7月1日から施行されていることから、同地域の景観形成基準に適合するよう努めていただきたい。 ・ また、「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」の適用外案件ではあるが、敷地面積が5,800㎡超と広大であり、緑地を含めた周辺の景観形成に与える影響が大きいと考えられるため、積極的に緑化に努めていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該指針に基づき、駐車場の形式、出入口の数及び位置、歩行者等との動線の分離等に配慮した施設配置と致します。 ・ 交差点内に出入口を設けることについては、同法施行令第7条第2項の規定による国土交通大臣認定の認定を受けております。 ・ 当該店舗は、兵庫県「景観の形成等に関する条例」に配慮した計画と致します。 ・ 当該計画において、敷地内の緑化予定はありませんが、建物形状等において周辺環境への調和に努めます。 ・ 「景観の形成等に関する条例」に基づく「国道9号沿道地域」の施行以前に当該条例に基づく届出を行っております。今後、店舗の増改築や大規模な修繕等を実施する場合には、現行の景観形成基準に配慮した計画と致します。 ・ 当該計画において、敷地内の緑化予定はありませんが、建物形状等において周辺環境への調和に努めます。 	<p>設置者の対応は適当と判断し、意見を有しない。</p>

5 法第8条第2項の規定により住民等から述べられた意見

意見提出なし

6 関係機関からの意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
<p>[兵庫県警察本部交通規制課]</p> <p>1 案内誘導看板等の設置について 案内誘導看板等の設置箇所については、事前に美方警察署長と調整されたい。</p> <p>2 来退店経路について (1) 来退店経路を周知するように広報を徹底されたい。 (2) 来退店車両に対する注意喚起看板等の設置箇所については、事前に美方警察署長と調整されたい。</p> <p>3 駐車場出入口への交通整理員の配置について 繁忙日等については、交通整理員を配置し、交通の安全を確保されたい。</p> <p>4 周辺地域の生活環境の保持について (1) 開店から当分の間、周辺交通の支障の有無を確認すること。 (2) 問題が発生した場合は、必要な対策を講じ、関係機関に報告すること。</p> <p>[都市政策課]</p> <ul style="list-style-type: none"> 兵庫県まちづくり基本条例による事業者の責務に基づき、地域と一体となったまちづくりを進める観点から、今後とも地元との十分な話し合いによる事業の展開を求める。 福祉のまちづくり条例では、新築建築物はバリアフリーに関する整備基準に適合させ、既存建築物は適合に努めなければならない。(利用者の立場に立ち、誰でも使いやすい施設となるよう「福祉のまちづくりアドバイザー」が施設の点検・助言を行うチェック&アドバイス制度を活用いただきたい。) <ul style="list-style-type: none"> また、新築・既存にかかわらず、敷地内建築物の延べ面積が 10,000 m²以上あれば、バリアフリー情報を公表しなければならないので、留意していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 案内誘導看板の設置については、事前に美方警察署と協議を行い、指導内容に基づいた計画とします。 (1) 開店時のチラシ配布やホームページ等により来退店経路を周知致します。 (2) 来退店車両に対する注意喚起看板等の設置については、事前に美方警察署と協議を行い、指導内容に基づいた計画とします。 開店時や繁忙期等については、駐車場出入口に適宜交通整理員を配置致します。 (1) 開店時には周辺交通の混雑状況を把握します。 (2) 問題が生じた場合は、必要な対策を講じるとともに、関係機関に報告します。 地元とも協議を行い、事業を行ってまいります。 建物施設については、バリアフリーに対応した高齢者や障害者の利便及び安全性に配慮した構造とします。なお、各建築物の延べ床面積は 10,000 m²を下回ります。 	<p>設置者から対応する旨の回答があり、意見を有しない。</p>

[景観形成室]

- ・本事業計画には、兵庫県景観の形成等に関する条例、兵庫県屋外広告物条例、兵庫県緑豊かな地域環境の形成に関する条例が適用されます。
- ・各法令に基づく基準等を遵守するとともに、申請等必要な手続きを適切に行ってください。

[道路保全課]

- ・県道浜坂井土線の道路区域内において、道路工事等を行うに際しては、道路法に基づいて必要な手続きを行うこと。

[河川整備課]

- ・現在の施設計画を確認する限り、河川法に基づく許可申請手続きは必要ありません。
- ・なお、計画に変更が生じた場合は、改めて相談してください。

[総合治水課]

- ・当該開発行為により雨水の流出量が増加すると認められる場合には、雨水を一時的に貯留し、雨水の流出を抑制する調整池の設置に努めるようお願いいたします。(総合治水条例第10条)
- ・住宅、店舗その他の小規模な建物又は耕作物の所有者等は、雨水の簡易な貯水槽を設置する、駐車場を透水性舗装にする等、建物又は工作物に雨水貯留浸透機能を備える努力をするようお願いいたします。(総合治水条例第21条)

[水大気課]

- ・特になし。
- ・なお、新規開店後騒音苦情がある場合は適切に対応されたい。

[下水道課]

- ・汚水及び雨水排水計画にあつては、町(下水道管理者)と十分調整すること。
- ・県では、雨水に強いまちづくりを目指し、雨水の浸透・貯留などによる流出抑制、適切な水循環・再利用を推進している。施設の整備にあつては、透水性舗装、浸透管渠、浸透マス、雨水貯留・再利用施設の設置等について配慮すること。

- ・当該店舗は、兵庫県の景観の形成等に関する条例、屋外広告物条例及び緑豊かな地域環境の形成に関する条例に配慮した計画と致します。
- ・各法令に基づく基準等に配慮するとともに、届出等必要な手続きを適切に行います。

- ・県道浜坂井土線の道路区域内において、道路工事等を行う場合は、事前に協議の上、道路法に基づいて必要な手続きを行います。

- ・計画に変更が生じた場合は、事前に協議の上、必要な手続きを行います。

- ・当該開発行為により雨水の流出量が増加すると認められる場合には、雨水を一時的に貯留し、雨水の流出を抑制する調整池の設置を検討します。
- ・必要に応じて建物又は工作物における雨水貯留浸透施設等の設置を検討します。

- ・開店後に近隣より騒音に関する苦情等が生じた場合には適切に対応致します。

- ・汚水及び雨水排水処理にあつては、新温泉町(下水道管理者)と十分調整致します。
- ・雨水の浸透・貯留などによる流出抑制、適切な水循環・再利用について配慮してまいります。

<p>[環境整備課]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び兵庫県廃棄物処理計画に基づき、廃棄物の適正処理、排出抑制及び再生利用に努めること。 ・レジ袋の削減、過剰包装の抑制等による廃棄物の減量に努めること。 ・店舗に資源ごみ等の回収ボックスを設置する場合は、事前に新温泉町に相談のうえ慎重に判断すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各法令及び計画に基づき、廃棄物の適正処理、排出抑制及び再生利用に努めます。 ・店頭での包装を簡略化し、店舗から排出される包装ごみ削減に努めます。 ・店舗に資源ごみ等の回収ボックスを設置する場合は、事前に新温泉町に相談します。 	
---	---	--

7 法第8条第4項の規定による意見(案)

<p>県の意見の有無</p>	<p>意見を有しない。</p>
<p>留意事項の有無</p>	<p>次の留意事項を付記する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 営業時間内に荷さばき作業を行う場合は、誘導員を配置し、来店客の安全確保に努めること。 2 繁忙時は、駐車場出入口に交通整理員を配置し、安全かつ円滑な入出庫を図ること。 3 店舗周辺の道路は通学路となっていることから、来客者に安全運転を周知し、歩行者等の安全な通行の確保に努めること。 4 建築物や屋外広告物については、周辺環境にふさわしい外観及び形態に配慮したものとするとともに、「景観の形成等に関する条例」に基づく広域景観形成地域として指定された「国道9号沿道地域」の広域景観形成基準に適合させるよう努めること。あわせて、敷地内の積極的な修景緑化に努めること。